

注記（連結会計）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産及び無形固定資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価としています。償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上しています。

また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。

なお、一部の連結対象団体の開始時においては、昭和 59 年度以前に取得したものは再調達原価としており、また取得年度に係わらず、既に耐用年数が過ぎている資産で取得原価が不明なものは備忘価額 1 円としています。

（２）有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

③ 出資金

出資金については、市場価格がないため、出資金額により評価しています。

ただし、実質価額が著しく低下したもののについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

（３）有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（土地、立木竹、美術品・骨董品、歴史的建造物及び建設仮勘定を除く）及び無形固定資産（地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権を除く）は、定額法により減価償却を行います。ただし、一般会計等財務書類及び全体会計財務書類についてはインフラ資産の工作物（道路の底地と一体である工作物のうち橋りょう、トンネル、駐輪場、電線共同溝を除く構造物及び付属物）に取替法を適用しています。

（４）引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

短期貸付金、長期貸付金、未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上します。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により算定することとします。

③ 賞与等引当金

在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額のうち、前年度支給対象期間（対象期間開始日から3月31日まで）／全支給対象期間（6ヶ月）の割合を乗じた額を計上します。

（5）リース取引の処理方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き24段により、リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース及び重要性の乏しい所有権移転リース（リース期間が1年を超えないもので、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円を超えないもの）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行います。

なお、一部の連結対象団体においては、リース期間を耐用年数とし、残存価値を零とする定額法で処理しています。

（6）資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物（出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含む。）としています。

（7）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

（8）その他財務書類作成のための基本となる事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

なお、一部の連結対象団体については、ソフトウェアは機器貸借契約に含まれる場合は300万円以上、設定委託契約に含まれる場合は100万円以上の場合に資産として計上しています。

また、一部の連結対象団体については、物品、ソフトウェアとも取得価額又は見積価格50万円以上の場合に資産として計上しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当する事象はありません。

(2) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（対象とする会計名）

区が出資して事業を行っている第三セクター、他の自治体と事務を共同処理するための一部事務組合を連結対象としています。

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計			
国民健康保険事業会計		全部連結	
後期高齢者医療事業会計		全部連結	
介護保険事業会計		全部連結	
(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団	第三セクター	全部連結	
(福)港区社会福祉協議会	第三セクター	全部連結	
特別区人事・厚生事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.29%
特別区競馬組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.35%
臨海部広域斎場組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.05%
東京二十三区清掃一部事務組合	一部事務組	比例連結	2.97%

	合・広域連合		
東京都後期高齢者医療広域連合	一部事務組 合・広域連合	比例連結	1.83%

② 財務書類の作成基準日及び出納整理期間

財務書類の作成基準日（以下「基準日」という。）は、会計年度末（3月31日）としています。ただし、会計年度末から地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の数値をもって会計年度末の数値としています。（港区財務書類作成基準第3条）

③ なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。